

# 消防計画

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、  
における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の  
予防及び人命の安全並びに災害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、  
又は居住するすべての者に適用するものとする。

(防火管理者及び事務局)

第3条 防火管理者は  
とし、事務局を  
におき、本計画の運用にあたってすべての事務を行うものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第4条 防火管理者は、防火管理に関する一切の権限を有するとともに、次の  
業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報及び避難訓練の実施並びにその指導
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 防火担当責任者に対する指導監督
- (7) 収容人員の管理
- (8) 管理権原者に対する助言及び報告
- (9) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告並びに連絡)

第5条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出並びに連絡  
を行うものとする。

- (1) 消防計画の届出
- (2) 建屋、諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく届出
- (3) 消防設備等の点検結果の報告
- (4) 教育訓練指導の要請
- (5) その他法令に基づく報告並びに防火管理上についての必要事項

## 第2章 予 防 管 理 対 策

(予防管理組織)

第6条 予防管理組織は、火災予防をするための組織と建物等の自主点検検査  
をするための組織とする。

(火災予防をするための組織)

第7条 火災を予防するための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに防火担当責任者及び火元責任者を別表一のとおり指定し、次の業務を行うものとする。

(1) 防火担当責任者の業務

- ア 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること
- イ 防火管理者への報告及び補佐

(2) 火元責任者の業務

- ア 火気使用設備器具、電気設備器具、消防用設備等の機能の良否の確認に関すること
- イ 終業後の火気使用設備器具、喫煙場所等の安全確認及び防火担当責任者への報告に関すること
- ウ 地震発生時における各種器具の安全装置及び防火担当責任者への報告に関すること
- エ その他責任区域内の火災予防に関すること

(点検検査を実施するための組織)

第8条 自主点検検査を実施するための組織は、消防用設備等の点検及び建物等の検査を行う自主点検検査班とし、実施時期は別表二のとおりとする。

(点検検査の記録及び報告)

第9条 防火管理者は、各点検検査班からの報告をまとめ台帳に記録しておくものとする。

(不備欠かん事項の整備)

第10条 防火管理者は、各点検検査に基づく不備欠かん事項について改修計画を樹立し、その促進を図るものとする。

(火災予防上の遵守事項)

第11条 店内等に出入りする者は、火災等の災害を防止するため次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた場所以外では、火気の使用及び喫煙をしないこと
- (2) 防火管理者等は、店内等の喫煙行為に注意し、必要な指示を行うこと
- (3) 避難口に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、避難口の付近には避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと

### 第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防組織)

第12条 火災、地震、その他の災害が発生したとき、被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を編成する。この組織及び分担については、別表三のとおり定めるものとする。

2 防火管理者は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行うものとする。

- (1) 一般客等の避難開始命令及び、避難状況の把握

- (2) 各種災害の状況を把握し、自衛消防活動上必要な指揮、命令
- (3) 消防機関の災害現場への誘導及び情報の提供

(通報、連絡)

第13条 火災を発見したものは、通報連絡係を通じて、直ちに消防署へ通報するとともに、店内等に報知する。

(消火活動)

第14条 初期消火係は、火災発生の覚知と同時に、発生場所に急行して消火器等を操作し、初期消火を行うものとする。

(避難誘導)

第15条 避難誘導係は、火災発生の覚知と同時に店内等の非常口を開放し、一般客等の安全な避難誘導を行うものとする。

(消防隊への情報提供等)

第16条 通報連絡係は、到着した消防隊に対して、火災の延焼状況、燃焼物件、逃げ遅れたものの有無等について情報を提供するとともに火点階への誘導を行うこと。

#### 第4章 防災教育及び訓練

(防災教育)

第17条 防火管理者は、次により防災教育を行い防火管理の徹底を図るものとする。

防災教育の内容	実施時期
1 消防計画の周知徹底に関すること	
2 防火管理に関する各自の任務、並びに責任の周知徹底に関すること	
3 顧客に対する人命安全に関する基本的事項	月 日
4 火災予防上の遵守事項の徹底に関すること	月 日
5 震災予防措置に関すること	
6 地震時の初動措置に関すること	
7 地震、津波、南海トラフ地震臨時情報に関すること	
8 その他火災予防上必要な事項に関すること	

2 新採職員等については、採用の都度、上記の教育内容について防災教育を行うものとする。

(自衛消防訓練)

第18条 防火管理者は、次により訓練を行い災害時における諸活動の熟練を図るものとする。

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	○消火、通報及び避難訓練を連携して行う ○必要に応じて消防機関の指導を要請する	月 日 月 日
部分訓練	○指揮、消火、通報及び避難などの各訓練を個別に任務や行動を確認するため実施する	月 日 月 日 月 日
災害訓練	○震災を想定し、会社独自又は市等の行う訓練に参加する	月 日

2 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、事前に電話等により消防本部に通知するものとする。

## 第5章 災害対策

### (震災予防対策)

第19条 各点検検査班及び火元責任者は、地震時の災害を予防するために第2章に基づく各種点検、検査に合わせて次の事項を行う。

- (1) 建築物に付随する看板、各種機器、照明器具等の落下防止措置
- (2) 火気使用設備器具等の耐震安全装置の作動確認
- (3) 火気使用設備器具の周囲に転倒又は落下する恐れのある物品の除去
- (4) 危険物の漏洩、流出などの予防措置
- (5) 大規模地震の発生に関する予知情報の発表又は警戒宣言が発令された場合には、営業等の自主規制処置を行う。

### (地震後の安全確認)

第20条 防火管理者は、地震時の二次災害を防止するため、各火元責任者を指揮し、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し破損、変形等の個所について応急措置を行うとともに、全機器について安全を確認後、使用供給を開始すること。

### (地震時の活動)

第21条 地震時の活動は、第3章各条によるほか、次の事項について行うものとする。

- (1) 防火管理者及び自衛消防隊員は、人命安全確保を図るための措置を積極的に実施するとともに一般客等に対し指導を行うものとする。
- (2) 防火管理者及び火元責任者は、火気使用設備器具からの出火防止措置を行う。
- (3) 店内等で火災発生危険を伴う器具を使用しているものは、電源や熱源を停止し、安全を確保する。
- (4) 自衛消防隊員は、消防活動体制をとる。

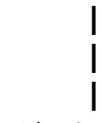
### (避難)

第22条 防火管理者は、大規模地震の発生に関する予知情報の発表又は警戒宣言が発令された場合には、ただちに営業を停止するとともに一般客等に伝達し、屋外の安全な場所に避難誘導する。

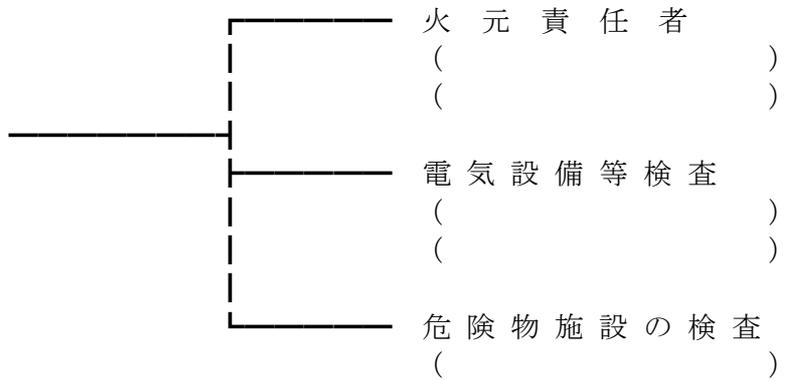
附 則  
この計画は、 年 月 日から施行する。

別表一

防火管理者  
( )



防火担当責任者  
( )



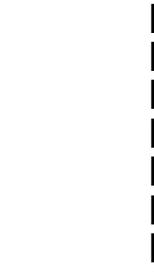
別表二

自主点検検査班  
( )

検査対象	検査月日
火気使用設備器具	月 日
電気設備器具	月 日
危険物施設	月 日
建物 ( 1 階 )	月 日
建物 ( 2 階 )	月 日

別表三

自衛消防隊長  
( )



副隊長  
( )

